

札幌学院大学総合研究所法政研究部会規章程

平成二年七月一日 制定

会員名簿

会
長

第一條 本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第一〇〇条に基づき、法政研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めるることを目的とする。

第二条 本部会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

第三条 本部会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事業を行ふ。
(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の編集
(二) 研究会・講演会の開催
(三) その他本部会の任務を達成するため必要な事項

(組織)
第四条 本部会は、次の者をもつて組織する。
(一) 法学部所属の研究所員（通常部会員）
(二) 法学部以外の学部所属の研究所員また

(総会) 承認を得た者(客員部会員)

二 総会は、本部会の運営に関する重要な事項を審議承認する。
三 総会は、部会長がこれを招集する。また、通常は、三個の月以内に開催される。

た通常部会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

附 則 この規程は、平成二二一年七月一五日から施行し、平成二二一年四月一日から適用する。

第六条 本部会に、次の役員を置く。

(二) 総務幹事会長一名

二(三) 韓事若干名

幹事は総会で互選する。
三 役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

(總務幹事及び幹事)
括主宰する。

第八条 総務幹事は、部会長を補佐し、部会長に事務のことは、二つ残寄つて三つ行つ。

長に事故あるときはその職務を行する
二 総務幹事及び幹事は、学術雑誌『札幌

「学院法学」を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

第九条 この規程に定めるもののほか、本部
(細則への委任)

会の運営に必要な手続その他の事項については、総会においてこれを定める。

第一の条 本規程の女王については、通常部
(改廃)

第一〇条 本規程の改正については、通常は会員総数の三分の二以上の者が出席し、その過半数の同意が要する。

の過半数の同意がなければならぬ。

この規程は、平成二三年七月一五日から施行
附則

行し、平成二二年四月一日から適用する。

總務幹事
幹事

小松吉鈴宇莊 小西 皆千瀧清嶋佐篠橋神岡伊石家 田
杉本川木田子 澤尾 川葉本水田藤川井谷田藤井田 處
伸祥日敬一邦 隆敬 雅寛京敏佳眞敏雄章久雅和愛 博
出 次志男夫明雄 司義 章樹朗行広世彦太生子康平子 之